

芸能従事者の労災保険

芸能従事者 特別加入制度に 加入しましょう!

被災後では遅すぎます。
フリーランスの芸能従事者も、
手厚い労災保険に加入しましょう!



安心して
芸能活動に
専念するために!



仕事や通勤中のケガ・病気・障害・死亡に備えて、
安心して芸能活動に専念できます。

【主な補償内容】



治療費・
休業補償



障害補償・
年金



遺族補償・
年金

1 加入条件

- (1) 委員会への加入
当連合会の「芸能従事者委員会」に加入が必要です。
- (2) 住所要件
現在、次の府県にお住まいの方。

加入対象府県

大阪府、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、
和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県



2 特別加入のメリット

仕事や通勤によるケガ、病気、障害又は死亡に対して、
労働者と同様に、労災保険から保険給付及び特別支給金の
支給が受けられます。
国民健康保険・国民年金では、労災保険ほど手厚い給付制度は
ありません。
※給付金、年金、特別支給金は非課税です。
※給付内容の具体例については、裏面をご確認ください。

【補償内容】



治療費・休業補償



障害補償・年金



遺族補償・年金

3 費用

- (1) 事務手数料
月額 1,100円
年額 13,200円(消費税込)
※年払いとなります。



- (2) 労災保険料
希望する給付基礎日額×365日×1000分の3

給付基礎日額について

※給付基礎日額とは、休業、障害、遺族等の保険給付額の基礎となる金額です。
特別加入者は、3,500円～25,000円までの間で定められた16段階の額から選
択できます。(給付基礎日額が低いと保険料が安くなりますが給付額も低くな
り、給付基礎日額が高いと保険料が高くなりますが給付額も高くなります。)

【例】

- 給付基礎日額 5,000円の場合
→労災保険料(年額) 5,475円
- 給付基礎日額 10,000円の場合
→労災保険料(年額) 10,950円



4 特別加入の対象者

(1) 芸能実演家

- 俳優
(舞台俳優、映画及びテレビ等
映像メディア俳優、声優等)
- 舞踊家
(日本舞踊、ダンサー、バレリーナ等)
- 音楽家
(歌手、踊り手、演奏家、
作詞家、作曲家等)
- 演芸家
(落語家、漫才師、奇術師、
司会、DJ、大道芸人等)
- スタント ほか



(2) 芸能製作作業従事者

- 監督(舞台演出監督、映像演出監督)
- 撮影
- 照明
- 音響・効果&録音
- 大道具製作(建設の事業を除く)
- 美術装飾
- 衣装
- メイク
- 結髪
- スクリプター
- ラインプロデューサー
- アシスタント、マネージメント ほか



5 加入までの流れ

- 1 当連合会の「芸能従事者委員会」に申込み
- 2 審査
- 3 事務手数料・労災保険料のお支払い(年払い)
- 4 労災保険に特別加入(労働局の承認)
- 5 補償開始(最短、翌日から補償)

【ご注意】 保険給付の対象となるのは、加入申込完了日の翌日以降となります。

こんな方におすすめ!

- ✓ フリーランスで活動している方
- ✓ 事務所に所属していない方
- ✓ 国民健康保険・国民年金のみで不安がある方
- ✓ 安心して仕事に集中したい方



お申込み・
お問い合わせ

厚生労働省大阪労働局長承認 芸能関係作業従事者特別加入団体
公益社団法人 大阪労働基準連合会 芸能従事者委員会
〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階
TEL: 06-6942-7404
大阪労働基準連合会ホームページをご覧ください。



芸能従事者の皆さまへ

労災保険 特別加入制度

仕事中のケガや事故に備える、国の安心の補償制度です。

給付基礎日額とは？

労災保険の給付額を計算する基準となる金額です。
特別加入者が選択する額に応じて、保険料や給付額が決まります。

本チラシの計算例

給付基礎日額

10,000円
の場合

1 仕事中のケガで療養が必要になった場合 療養(補償)等給付

労災によりケガや病気の治療を受ける場合、
治療費は原則無料です。



主な支給内容

- 療養の給付 (治療費、薬剤費、入院料など)
- 療養の費用 (通院に要する交通費など)

具体例 入院治療を30日間、通院治療を20日間行った場合

治療費の自己負担は **0円**

※通院に要した交通費も支給対象となります。

2 仕事中のケガで休業した場合 休業(補償)等給付

労災により仕事ができず、賃金収入を得られない場合



支給額 (1日あたり)

休業補償給付
給付基礎日額の
60%

+

休業特別支給金
給付基礎日額の
20%

合計

= **8,000円**

計算例 10,000円 × (0.6 + 0.2) = 8,000円

30日休業した場合(例) **約24万円**
8,000円 × 30日 = 240,000円

3 障害が残った場合 障害(補償)等年金

障害が残った場合、障害等級に応じて年金または一時金が支給されます。



例：障害等級 第1級の場合

年金額
給付基礎日額の
313日分/年

+

障害特別支給金等
は別途支給あり

年間支給額(概算)

約313万円

10,000円 × 313日 = 3,130,000円

※障害等級により年金日数及び障害特別支給金等が異なります。

4 万一亡くなられた場合 遺族(補償)等年金

ご遺族の人数に応じて支給額が変わります。



例：配偶者と子1人の場合
(遺族2人)

支給日数
給付基礎日額の
201日分/年

年間支給額(概算)

約201万円

10,000円 × 201日 = 2,010,000円

例：配偶者のみの場合
(遺族1人)

支給日数
給付基礎日額の
153日分/年

年間支給額(概算)

約153万円

10,000円 × 153日 = 1,530,000円

※遺族の人数や条件により、支給日数は異なります。

5 葬祭を行った場合 葬祭料(葬祭給付)



支給例(概算)

以下のいずれか高い方が支給されます。

① **315,000円**
+
給付基礎日額30日分

または

② 給付基礎日額
60日分

給付基礎日額1万円の場合

約61万5千円

315,000円 + (10,000円 × 30日)
= 615,000円

特別加入のメリット



通勤災害も対象
仕事への移動中の
事故やケガも補償



一人親方・
フリーランスでも
加入可能
芸能活動を行う方なら
加入できます



国の労災保険による
補償制度
安心の公的制度で
しっかりサポート



幅広い活動をカバー
撮影現場、舞台、リハーサル、
イベント出演、機材搬入等、
芸能活動中の事故やケガに
備えましょう!



安心して芸能活動を続けるために、
ぜひご検討ください!

※給付内容は法改正等により変更される場合があります。詳細はお問い合わせください。(2024年5月現在)

詳細は
当適合会まで
お問い合わせ
ください。